

港長公示第 5-48 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 5 年 9 月 20 日

京 浜 港 長（公印省略）

京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について

京浜港川崎区東扇島沖（KK1 錨地及び KK2 錨地付近）において土砂投入工事が実施されることに伴い、船舶交通の安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた船舶はこの限りではない。

記

1 期 間

令和 5 年 9 月 27 日から当分の間

2 区 域（別図参照）

次の各地点により囲まれた海域

（世界測地系）

イ 北緯 35 度 29 分 18 秒、東経 139 度 46 分 13 秒

ロ 北緯 35 度 28 分 56 秒、東経 139 度 46 分 28 秒

ハ 北緯 35 度 28 分 42 秒、東経 139 度 45 分 57 秒

ニ 北緯 35 度 29 分 03 秒、東経 139 度 45 分 42 秒

3 標 識（別図参照）

上記 2 の区域には黄色灯付灯浮標が設置される。

標体塗色：黄色 頭標：X 形 1 個

灯質：4 秒 1 閃光 灯色：黄色

4 備 考

工事区域周辺には警戒船が昼夜間配備される。

警戒船は「警戒船」の看板を掲げ、夜間は青色閃光灯を点灯する。